

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	夜間休日診療所運営事業						新規					
コード	24	-	39	-	01	-	01	予算事業名	地域医療の推進			
担当部署	保健医療部	保健医療推進課	保健医療推進担当	予算事業コード	会計	10	款	04	項	01	目	01

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない
基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	実施計画事業名	地域医療の推進
方向性(節)	2節	生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり	個別計画等の名称	なし
施策	2	保健衛生・医療体制の充実	当事業に関連する事務事業	夜間休日診療所調剤等事業 民間医療提供体制施設等整備促進事業
細施策	3	地域医療体制の整備・充実		
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市夜間休日診療事業補助金交付要綱(H24.3.26市長決裁)			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	市民を対象に、夜間及び休日における軽症の救急患者への医療を確保するため、市立診療所の小児夜間・休日急患事業を引き継ぎ、夜間休日診療所を運営する一般社団法人川越市医師会に対して、財政支援を実施する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	夜間休日診療所の運営に要する費用のうち、補助対象経費とする給与費、材料費及び需用費の実支出額と、夜間(365日)又は休日昼間(日曜、祝日、年末年始)をそれぞれ1日として診療を実施する日数に基準単価を乗じた額(限度額32,500千円)とを比較して少ない方の額(1千円未満切捨て)を補助金として交付する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	0	0	0	32,500	32,500	
(25年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	0	0	0	32,500	32,500	32,500
人件費 B	0	0	0	367	367	367
総コスト(C=A+B)	0	0	0	32,867	32,867	32,867
正規職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.05人	0.05人	0.05人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源 E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)	0	0	0	32,867	32,867	32,867

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額  
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
成果	夜間受診者数の対23年度比	%	109.4	100.0	100.0	250.4	250.0	26年度 250.0
	指標の定義・説明	夜間受診者数(延べ人数)を市立診療所の平成23年度における小児夜間受診者数(812人)で除した割合						
成果	休日受診者数の対23年度比	%	127.8	100.9	100.0	125.8	125.0	26年度 125.0
	指標の定義・説明	休日受診者数(延べ人数)を市立診療所の平成23年度における休日急患受診者数(4,565人)で除した割合						
活動	内科受診者数	人	1,875	1,459	1,513	2,961	2,900	26年度 2,900
	指標の定義・説明	内科の受診数(延べ人数)						
活動	小児科受診者数	人	4,849	3,959	3,864	4,816	4,800	26年度 4,800
	指標の定義・説明	小児科の受診者数(延べ人数)						
指標に基づく評価	各年度の受診者数は、傷病の発生率などの要因が加わるものの、夜間と休日、内科と小児科、いずれの集計区分においても平成23年度以前の市立診療所の受診者数よりも増加していることは、市民の初期救急時の受診機会に応じる体制が、より充実したものと評価できる。							

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	課題はない
市立診療所が実施してきた小児夜間・休日急患診療は、安心して暮らせるまちとして欠かせないものであるため、公益性及び必要性の高い事業を主体となって運営する事業者に対して、継続して支援していく必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	夜間及び休日における初期救急医療施設のある政令市及び中核市に照会したところ、医療に関する需要等が異なるためか、診療日や時間帯、診療科目等がそれぞれ異なり、単純に日額単価を比較することは適当ではないが、各自自治体とも医師会や大学病院、公的法人等に対して委託や指定管理、補助により財政支援を行っている。
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	市立診療所の小児夜間・休日急患診療を引き続き実施する体制を確保するには、医療従事者の確保を安定的に持続する必要があることから、運営主体となるには相応の人員等を備えてなければならないが、公益性が高く、効率性のみを追求できないものであるため、財政的な支援を廃止・縮小した場合には、それに応じた医療提供体制の廃止・縮小のおそれがある。

# 平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		保健医療部				保健医療推進課	保健医療推進担当
事務事業名称		24	39	01	01	夜間休日診療所運営事業	
今後3年間の方向性	25年度	継続					
	26年度	継続					
	27年度	改善(見直し)		事業開始から3年間の受診者動向や事業収支の実績について調査・分析を行い、事業の持続性を重視しながら、事業の効率性等について見直しを行う。			